

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 桐生会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市桐生一丁目26番7号
- (3) 電話番号 077-549-1129 (代)
- (4) 代表者氏名 理事長 伊藤 邦治
- (5) 設立年月 平成16年 4月 7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
- (2) 事業の目的 要介護者である利用者の心身の状況・環境に応じて、利用者及び代理人の意向を基にし、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画作成とその利用調整を目的とします。また、利用者が自立した生活を営めるよう利用者の意思と人格を尊重し、公平中立に居宅介護サービスが受けられるよう支援致します。
- (3) 事業所の名称 桐生居宅介護支援事業所・平成16年4月7日指定
- (4) 事業所の所在地 滋賀県大津市玉野浦15番1号
- (5) 電話番号 077-549-1816
- (6) 管理者 氏名 大塚 葉幸
- (7) 当事業所の運営方針
介護保険法令及び各市介護保険条例の趣旨に従い、適正な居宅介護支援サービスの提供に努めるとともに、社会福祉法人桐生会の事業所として地域社会と密接な関係を構築し、社会貢献を果たすことを運営方針とする。
- (8) 開設年月 平成16年4月7日
- (9) 事業者が行っている他の業務
次の事業もあわせて実施しています。

[介護予防訪問介護]	桐生園訪問介護センター
[訪問介護]	桐生園訪問介護センター
[介護予防通所介護]	桐生園デイサービスセンター
[通所介護]	桐生園デイサービスセンター
[介護予防短期入所生活介護]	桐生園ショートステイ
	夕照たまのうらショートステイ
[短期入所生活介護]	桐生園ショートステイ
	夕照たまのうらショートステイ
[介護予防認知症対応型共同生活介護]	桐生園グループホーム
[認知症対応型共同生活介護]	桐生園グループホーム
[介護老人福祉施設]	特別養護老人ホーム桐生園
	特別養護老人ホーム夕照たまのうら

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

大津市

(瀬田地域包括支援センター及び瀬田第二地域包括支援センター、南地域包括支援センター及び南第二地域包括支援センター、青山地域包括支援センター、晴嵐地域包括支援センター管轄地区)

草津市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日	(土・日・祝祭日 及び 12/29～1/3 は休業)
営業時間	月～金曜日	9時～17時30分

※営業時間外の連絡先 077-549-1022

4. 職員の体制 (令和7年4月1日現在)

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務内容	備考
1. 管理者	1名	0名	事業所管理業務	夕照たまのうら施設長兼務
2. 介護支援専門員	2名	0名	居宅介護支援業務	社会福祉士、 介護福祉士 それぞれ1名ずつ

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

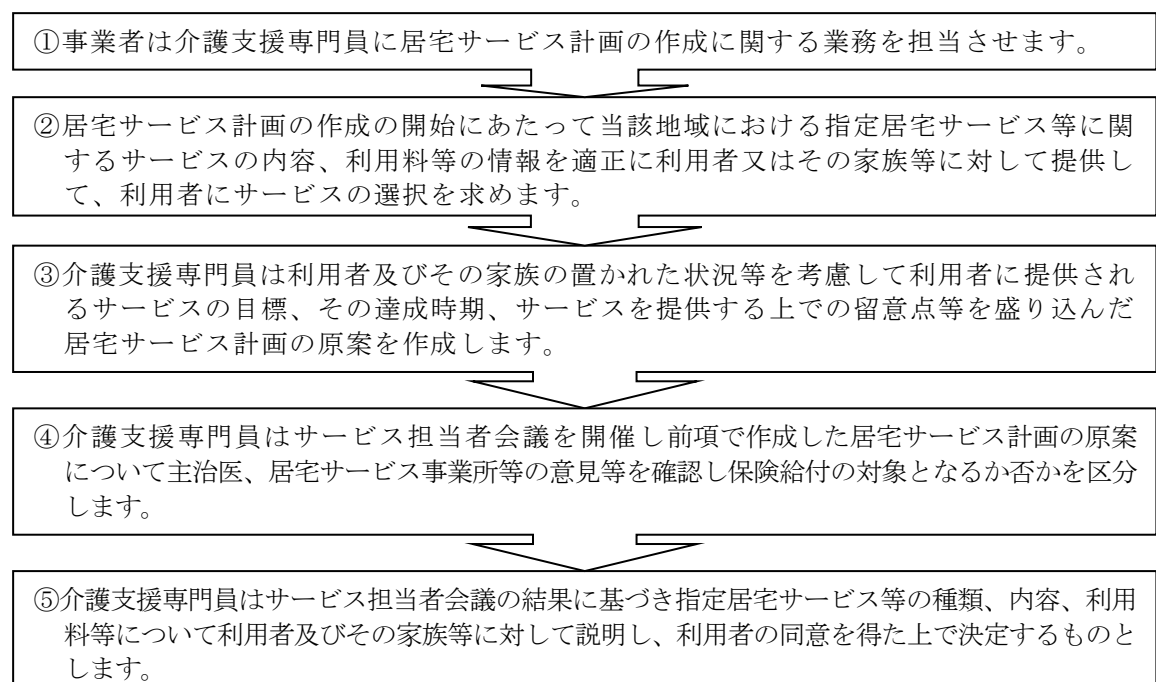
当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容と利用料金

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等へ、居宅サービス計画に沿ってサービスが実施されているか訪問や電話等で実施状況と効果を把握します。但し特別な事情が無い限り必ず毎月1回、ご自宅を訪問させていただく事とします。また指定居宅サービス事業者等にも実施状況と効果を確認します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思・意向を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。利用料のお支払と引き換えに指定居宅介護支援提供証明書と領収証を発行します。指定居宅介護支援提供証明書及び領収証は後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

要介護 1、2	要介護 3、4、5
11,620 円／月	15,097 円／月

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき、当事業所は下記の加算を算定致します。

- ① 初回加算 300単位／初月 （実費の場合の料金 3,210 円）
新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供した場合に所定単位数を算定致します。また要介護度が2段階以上変更になった場合や居宅介護サービス利用が2ヶ月間なく再び利用となった場合についても算定致します。
- ② 特定事業所加算（Ⅲ） 323単位／月 （実費の場合の料金 3,456 円）
厚生労働大臣が定める基準に適合し、大津市長に届出をしております。但し、基準に適合しなくなった場合には算定致しません。
- ③ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位／月 （実費の場合の料金 2,675 円）
入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位／月 （実費の場合の料金 2,140 円）
利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境などに係る必要な情報を提供した場合に算定致します。
※入院時情報連携加算（Ⅰ）は入院した日のうちに、（Ⅱ）は入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所に必要な情報を提供した場合に算定致します。

- ④ 退院・退所加算 (Ⅰ)イ 450単位/回 (実費の場合の料金 4,815円)
 (Ⅰ)ロ 600単位/回 (実費の場合の料金 6,420円)
 (Ⅱ)イ 600単位/回 (実費の場合の料金 6,420円)
 (Ⅱ)ロ 750単位/回 (実費の場合の料金 8,025円)
 (Ⅲ) 900単位/回 (実費の場合の料金 9,630円)

厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者が病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設から退院・退所される場合に当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、契約者に関する必要な情報を得た上で居宅介護サービス計画を作成し居宅介護サービスの調整を行なった場合に算定致します。ただし、初回加算を算定する場合は算定致しません。

※(Ⅰ)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受ける

※(Ⅰ)ロ イにおける情報提供をカンファレンスにより1回受ける

※(Ⅱ)イ (Ⅰ)イにおける情報提供を2回以上受ける

※(Ⅱ)ロ (Ⅱ)イにおける情報提供のうち1回以上はカンファレンスにより受ける

※(Ⅲ)(Ⅰ)イにおける情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる

- ⑤ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回 (実費の場合の料金 2,140円)

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス等の調整を行った場合に算定致します(1月2回を限度)。

- ⑥ 通院時情報連携加算 50単位/回 (実費の場合の料金 535円)

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で算定します。(1月1回を限度)

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地域に要する交通費は実費を徴収いたします。但し、実施地域以外の滋賀県内においては無料とします。徴収する交通費は通常の実施地域を出た時点より換算し、自動車を利用した場合、1km当たり30円とします。

(3) その他

利用者又は代理人は、居宅介護支援サービスの提供に関する記録についての複写物の交付を求める事が出来ます。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用者が自己負担をすべき場合には、前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 下記指定口座への振り込み
滋賀銀行 草津支店 普通預金 965912
イ. 現金にてお支払い

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

〔職名〕 管理者 大塚 葉幸

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

ご連絡は、間違い電話などのない様にお気をつけ下さい。

相談窓口	連絡先	備考
桐生居宅介護支援事業所	077-549-1816	管理者 大塚 葉幸
山本 修 氏	077-549-0808	社会福祉法人桐生会 第三者委員
森本 清美 氏	077-549-1383	
滋賀県運営適正化委員会	077-567-4107	
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605	
大津市介護保険課	077-528-2753	
草津市介護保険課	077-561-2369	

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対して次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（この守秘義務は本契約終了した後も継続します。）

個人情報保護法を遵守し、事業者が定めた「個人情報保護に関する基本方針」に従うものとします。

 - ・ サービス担当者会議など、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

9. 事故発生時の対応及び損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

事故が生じた際には、速やかに代理人・主治医・救急隊・保険者及び関係各機関に連絡し必要な措置を講じるとともに、その原因究明と再発防止の為の手段を講じます。

10. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の15日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合

②要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合

③利用者が介護保険施設等に入所した場合

④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに契約解除届書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者及び身元引受人並びにご利用者の親族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者及び身元引受人並びにご利用者の親族等のハラスメント行為等（下記）により、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・セクシュアルハラスメント
 - ・個人情報漏洩に該当するような行為（無断で従事者の写真や動画を撮影・録音する、またはSNSに掲載するなど）
 - ・その他、ストーカー行為に該当するような迷惑行為など

1 1. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者の選定、及び設置
- ②虐待防止のための指針整備
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、及びその結果について従業者へ周知徹底
- ④従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤成年後見制度の利用支援
- ⑥虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通報

1 2. 非常災害発生時の対応

(1) 事業者は、非常災害などの発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し協力することができる体制を構築するよう努めます。

(2) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続

計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(4) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 感染症対策

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための指針整備
- ②感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、及びその結果について従業員への周知徹底
- ③従業員に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練の実施

1 4. 暴力団排除

事業者を運営する法人役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下においても同じ。）であってはならない。また事業の運営について暴力団員の支配を受けてはならないものとします。

1 5. ケアマネジメントの公平中立性の確保について

利用者は複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることができます。また居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

年 月 日

当事業所で提供する内容等について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 (所在地) 滋賀県大津市桐生一丁目26番7号

(事業者名) 社会福祉法人 桐生会

(代表者名) 理事長 伊 藤 邦 治

事業所 (所在地) 滋賀県大津市玉野浦15番1号

(事業所名) 桐生居宅介護支援事業所

(管理者名) 施設長 大 塚 葉 幸 印

(説明者名) _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

代理人 (住所) _____

(代筆者) (氏名) _____ 印

契約者との続柄 (_____)

代筆・代理人とした理由 (_____)

※この重要事項説明書は、大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年条例第53号）の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

